

(公印省略)

2保総第2976号
令和3年2月5日

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部員 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る
留意事項等について

このことについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

本県においては、2月8日以降も引き続き緊急事態宣言の対象となったため、特定都道府県の対処方針に基づいてイベントの開催制限、施設の利用制限を行うことといたします。

つきましては、下記のことにご留意していただくようお願いいたします。

記

1 期間

令和3年2月8日から令和3年3月7日まで（ただし、緊急事態宣言が解除された場合は、この限りではない）

2 催物の開催制限の目安

- ① 屋内、屋外ともに5,000人以下
- ② 上記人数要件に加え、屋内は収容定員の50%以内の参加人数を上限とする。屋外は人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）する。
- ③ 2月8日（月）から適用する。
- ④ 2月7日（日）時点で販売済のチケットに上記①及び②の規定は適用しない。ただし、2月8日（日）以降から上記基準を超過するチケットの新規販売は停止。

3 施設の使用制限の目安

- ① 別添事務連絡中「2（1）特定都道府県」の内容のとおりとする。
- ② 別添事務連絡中「2（1）特定都道府県」に記載の施設には、20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を働きかける。ただし、上記の催物の開催制限との関係では、2月7日（日）時点でチケットが販売済のイベント等がある場合、当該イベントの実施についてはこの限りではない。

4 年度末に向けて行われる行事等

- ① 年度末に向けて人の移動が活発になり、また、卒業式等の行事の開催が見込まれる。こうした行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。特に、より多くの人が集まる行事、例えば、大学の卒業式は適切な開催のあり方を慎重に判断するよう働きかけること。
- ② 飲食につながる謝恩会及びこれに類するものについては、自粛を働きかけること。
- ③ 卒業旅行については、若者が感染に気付かず活発に移動することにより、高齢者等に感染を広げている実情を踏まえ、自粛を働きかけること。

5 飲食店等における営業時間短縮の要請等の協力の周知徹底

基本的対処方針二①及び②並びに三（３）３）の趣旨を踏まえ、緊急事態宣言が発出される地域であるか否かにかかわらず、営業時間短縮の要請等がなされた場合には、関係団体からその傘下会員に対して以下のとおりその周知・依頼がなされるよう、関係団体に対して周知すること。

6 職場・飲食店における業種別ガイドラインの遵守徹底

- ① 職場（公務の職場を含む）等においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「５つの場面」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。
- ② 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項（別紙３）の確認を促し、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

まん延防止班

電話番号：０９２（６４３）３３４２

ファックス：０９２（６４３）３６９７